

医療法人社団 一秀会 春日病院

指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 事業運営規定

【事業の目的】

第1条

医療法人社団一秀会 春日病院が設置する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)事業(以下、「事業」という。)は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

【運営方針】

第2条

- 1 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

【事業の運営】

第3条

指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称等】

第4条

事業を行う実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称：医療法人社団一秀会 春日病院
- (2) 所在地：兵庫県神戸市北区大脇台3丁目1番

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師：常勤 1名
- (2) 理学療法士：常勤 1名
- (3) 作業療法士：常勤 1名

医師は定期的な診療のもと、リハビリテーションの目的や、そのリハビリテーションの留意事項などを含めた適切な指示を行う。

医師及び理学療法士、作業療法士等は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、サービスの目標、目標達成の具体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なりハビリテーション、指導を行う。

【営業日及び営業時間】

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日～金曜日。
但し、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある
- (2) 営業時間：9時00分～17時00分

【指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容】

第7条

指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)。
- (2) 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)は、通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- (3) 理学療法士又は作業療法士は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

【指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション利用料等】

第8条

- 1 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

- 2 指定介護予防リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道2km未満…………… 無料
- (2) 事業所から片道2km以上5km未満 …… 200円
- (3) 事業所から片道5km以上…………… 300円

- 4 前項の交通費の徴収に際しては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用についての説明に伴い利用者の同意を得ることとする。
- 5 サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じてキャンセル料を請求する。
 - (1) 前日までに連絡の場合…………… 不要
 - (2) 当日の連絡の場合…………… 50%
 - (3) 連絡のない場合…………… 100%。

【通常の事業の実施地域】

第9条

通常の訪問区域の範囲については、神戸市北区(淡河、大沢、道場、八多、長尾各町、赤松台、上津台、鹿の子台は除く)の区域とする。

【緊急時における対応方法】

第10条

- 1 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

第11条

- 1 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。

【個人情報の保護】

第12条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を予め書面により得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第13条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じること。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他運営に関する重要事項】

第14条

- 1 事業所は、従事者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 6か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団一秀会春日病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、2016年5月1日から施行する。

この規定は、2019年4月1日から改訂施行する